

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
1	C13。「固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧」について、市HPにて周知が必要。	今年の固定資産税の納付書が届きましたが、標題について、市HPに掲載がされていません。 ・吹田市の税務部 資産税課のHPでは、昨年の“2024年3月27日”のままです。 ⇒速やかに、納税者への周知が必要と思います。 ⇒添付画像C13。吹田市。固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧。2024年3月 ※広報課に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	令和7年4月19日付けでいただきました市民の声「C13。「固定資産課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧」について、市HPにて周知が必要。」について回答します。 ご指摘の固定資産税課税台帳の閲覧・縦覧帳簿の縦覧のページにつきましては、最終更新日の2024年3月27日から掲載内容について、変更点がなかったことから、ページの更新を行っておりませんが、更新日以後も引き続き本市ホームページに掲載中でございます。	資産税課	R7.4.21	R7.4.30
2	待ち時間	4月4日に転入手続きで市役所に訪問しました。マイナンバーのパスワード入力で呼ばれるまで約2時間、これは待たせすぎではないでしょうか？待ち時間で長くなる予告をするという市民課のTwitterをみたらツイートもなく。ここまで待たせられたのは役場では初めてです。	この度は市民課窓口において長時間お待たせし、大変申し訳ございませんでした。 また、X(旧Twitter)の更新ができておらず、申し訳ございません。 本市は他市区町村に比べ、お引越しの届が多く、3月下旬～4月上旬は、窓口にお呼びするまでに長時間お待たせし、また、窓口終了後の住民票入力にもお時間をいただくことから、マイナンバーカードのパスワード入力(住所変更処理)のためにお呼びするまでも長時間お待たせすることとなっております。 体制強化や業務の効率化に努めておりますが、長時間の待ち時間の解消に至っていない日があるため、今後も更なる業務改善を進めてまいります。	市民課	R7.4.4	R7.4.9

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
3	B79-5。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、3月3日に投稿、3月18日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、投稿です。 1)[Q1:2/14 & 3/3投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への申告書の配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28 & 3/18 市回答]: 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付(後略)。& 市HPの「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税申告書」のページにて御案内を掲載いたしております。 Q1-3: 市HPの「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税申告書」の頁を見ましたが、探すことが出来ませんでした。今年、初めて申告される方は、困られます。 ⇒下記に、当該の頁の画像2枚を添付しておりますので、配布ヶ所をお示し願えますか。 ⇒添付画像B79-5。配布ヶ所。市民税・府民税申告 ⇒添付画像B79-5。配布ヶ所。市民税・府民税申告書 2)[3/3投稿(再掲)]: 市HPに「個人市・府民税の改正(令和7年度～)」の記載が有りません。 [3/18 市回答]: (前略)個人市民税・府民税(森林環境税) & 税制改正」のページに掲載をいたしました。 Q2-2: 市HPの「税制改正」のページに掲載されましたが、3月18日であり、提出期限の3月17日を過ぎております。これでは、申告された方の中には“更生申告”が必要な方がおられるかもしれません。不利益となる方がおられるかもしれませんので、何らかの対応が必要と思います。 3)[3/3投稿(再掲)]: 市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、サイトの上部に概要の説明文が、必要と思います。 [3/18 市回答]: 本市ホームページの(前略)「市民税・府民税の申告」のページにて御案内を掲載いたしまして、詳細な内容を御説明いたしておりますが、御説明の重複を避けるため、概要については掲載いたしております。 Q3-2: 「市民税・府民税の申告」の頁の更新が、2月27日であり、申告の受付が2月17日からであることから市HPの新着情報に掲載を行い、加えて対象者への更新内容(変更点)について、周知されているとは思えません。 ※サイト上部に更新内容(変更点)の注記が無ければ、対象者の方はサイト(含むリンク先)内全部の再確認が必要。 ⇒添付画像B79-5。サイト上部、注記の記載例 ※広報課に市報2月号関連で供覧を願います。 ※「安心安全の都市づくり」の所管部署である危機管理室に供覧を願います。 ※写真については、公表しておりません。	<ご意見等の内容> 標題について、3月3日に投稿、3月18日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、投稿です。 1)[Q1:2/14 & 3/3投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への申告書の配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28 & 3/18 市回答]: 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付(後略)。& 市HPの「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税申告書」のページにて御案内を掲載いたしております。 Q1-3: 市HPの「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税申告書」の頁を見ましたが、探すことが出来ませんでした。今年、初めて申告される方は、困られます。 ⇒下記に、当該の頁の画像2枚を添付しておりますので、配布ヶ所をお示し願えますか。 ⇒添付画像B79-5。配布ヶ所。市民税・府民税申告 ⇒添付画像B79-5。配布ヶ所。市民税・府民税申告書 (回答) 市民税・府民税申告書の配付場所につきましては、申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付いたしております。 併せて、申告書の送付に係る一定の条件にあてはまる方及び申告書の郵送希望の御連絡をいただいた方には、申告時期に合わせて申告書を送付いたしております。 2)[3/3投稿(再掲)]: 市HPに「個人市・府民税の改正(令和7年度～)」の記載が有りません。 [3/18 市回答]: (前略)個人市民税・府民税(森林環境税) & 税制改正」のページに掲載をいたしました。 Q2-2: 市HPの「税制改正」のページに掲載されましたが、3月18日であり、提出期限の3月17日を過ぎております。これでは、申告された方の中には“更生申告”が必要な方がおられるかもしれません。不利益となる方がおられるかもしれませんので、何らかの対応が必要と思います。 (回答) 「子育て世帯等に対する住宅ローン控除の拡充」につきましては、所得税に関連する税制改正となっております。 次に「市民税・府民税における定額減税」につきましては、対象者のうち、同一生計配偶者(合計所得金額48万円以下の配偶者(国外居住者を除きます。))を除き、納税義務者ご本人及び控除対象配偶者ならびに扶養親族に係る定額減税は、令和6年度に実施済みでございます。 3)[3/3投稿(再掲)]: 市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、サイトの上部に概要の説明文が、必要と思います。 [3/18 市回答]: 本市ホームページの(前略)「市民税・府民税の申告」のページにて御案内を掲載いたしまして、詳細な内容を御説明いたしておりますが、御説明の重複を避けるため、概要については掲載いたしております。 Q3-2: 「市民税・府民税の申告」の頁の更新が、2月27日であり、申告の受付が2月17日からであることから市HPの新着情報に掲載を行い、加えて対象者への更新内容(変更点)について、周知されているとは思えません。 (回答) 市民税・府民税の申告についての御案内につきましては、例年のものであることから、本市ホームページの新着情報には掲載いたしておりませんが、従来から「市報すいた」及び「本市ホームページ」ならびに市民税・府民税申告書郵送時に同封いたしております資料等で御案内いたしているところでございます。	市民税課	R7.3.21	R7.4.1
4	吹田パスポートセンターの男性トイレについて	私は全盲の視覚障害者です。先日吹田パスポートセンターを利用しました。 吹田パスポートセンターと同じフロアにある男性トイレについての意見質問です。 男性トイレで大便をしようとしたところ、和式便器しかありませんでした。 用を足し終わり立ち上がろうとした時に、左前方にある補充用のトイレレットペーパーの棚に頭をぶつけました。危険なので取り除くか位置を変えてください。 視覚障害者でも大便をしやすい洋式便器に交換してください。また洋式便器に交換する予定はありますか？	平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。お問い合わせいただきました「吹田市パスポートセンターのトイレ」について下記のとおり回答いたします。 吹田市パスポートセンターがあるさんくす3番館の建物は、吹田市が直接管理しているのではなく、団地管理組合法人が建物管理をおこなっているため、ご意見の内容につきましては、すぐに変更することは難しいと思われませんが、利用者の意見として建物管理者に、トイレの改善を要望させていただきたいと思います。ご理解いただきますようお願いいたします。	市民課	R7.3.25	R7.3.31

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
5	DV支援措置の悪用及び子どもの連れ去り犯罪防止策	市外からの提案失礼いたします。ご周知のことと思いますが、2024年5月に家族法が改正され、本改正の立法趣旨は離婚後の「親子の縁結び」となっております。つまり、各行政機関は親子が引き裂かれない仕組みが必要となります。 ご提案は、子どもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とすることです。子どもの住民票住所を移せないで、必然的に連れ去り予防になるうえ、DV支援措置悪用に大きな歯止めがかかります。 本提案における法的根拠などは以下の通りとなります。 ・法務省発行「父母の離婚後の 子の養育に関するルールが 改正されました」:「父母間の人格尊重・協力義務」の違反例として、「父母の一方が、特段の理由なく他方に無断で子どもを転居させること(親権有無に関わらず)」 ・民法821条:子どもの居所指定権(両親の同意で子どもの居場所を決める) ・民法877条:直系血族と兄弟姉妹の相互扶養義務 ・児童の権利条約9条:親子が引き離されない権利 ・刑法224条:未成年者略取誘拐罪 ・憲法14条、地方公務員法13条・60条:平等の原則と地方公務員への罰則 ・地方自治法2条2:地方自治体の自主性・自立性 ・国賠判決:令和5年(ネ)第3026号 損害賠償請求控訴事件(原審:東京地方裁判所 令和2年(ワ)第26602号 損害賠償請求事件)・・・実の親子が養育監護に関われるように国家が保障する 是非、連れ去り問題により心を病む子供たちがいなくなる市町村が1つ	この度は「子どもの住所を変更とする際には、両親の同意を必須とする運用とする」というご提案をいただきました。 住所変更の届出については住民基本台帳法により、本人(未成年の場合は親権者)、世帯主、同一世帯人、委任を受けた代理人が届出することができるとされています。そのため、子どもであっても、両親の同意は必ずしも必要ではありません。 一方で、今回の民法等改正法の成立により、「親権の単独行使ができる場合」が明確化され、「子どもの転居」については親権の共同行使が必要である行為とされました。 法令等に規定のある運用につきましては、市の判断で取り決めることはできないため、今後、住民基本台帳法など、何らかの規定等の改正がされ、両親の同意についての運用変更が示されましたら、それに従い運用して参ります。	市民課	R7.3.21	R7.3.26
6	B100-「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」他について市HPへの掲出が必要	A:大阪府が、3月11日に「システムメンテナンスの実施に伴い、下記の利用制限がかかりますのでご注意ください。」についてHPに掲出されています。 3月15日に市内の大学で卒業式が行われました。また春休みに海外に旅行に行かれる方がおられるかもしれません。速やかに市HPへの掲出が必要と思います。 1)オンライン納付システムの停止。令和7年3月22日(土曜日)22時00分から3月23日(日曜日)5時00分 2)マイナポータルからの旅券発給の電子申請等の停止。令和7年3月23日(日曜日)23時00分から3月24日(月曜日)6時00分 B:3月24日(月曜日)から申請から交付まで、従来よりも長い期間がかかります。府内の市町窓口では14営業日(従来は10営業日)を要することになります。	平素は、パスポート業務に御理解、御協力いただきありがとうございます。 お問い合わせいただきました「旅券発給の電子申請にかかるシステム利用等の一時停止」について、令和7年3月17日に吹田市パスポートセンターのホームページにおいて掲載いたしました。 A(1)のご質問につきましては、吹田市ではオンライン納付について、対応しておりません。 A(2)のご質問につきましては、吹田市パスポートセンターのホームページにおいて「(参考)大阪府のホームページ」に外部サイトにリンクすることによりシステムが停止されることをお知らせしておりますのでご理解いただきますようお願いいたします。 Bのご質問につきましては、「重要なお知らせ」の説明の中でご案内させていただきます。	市民課	R7.3.17	R7.3.21

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
7	B79-4。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、2月14日に投稿、2月28日に回答を頂きましたが、回答に疑問があり、再投稿です。 ※回答は、遅くなっても構いません。市HPに記載されていない下記の3項目について、市民への周知を優先願います。 1)[Q1:2/14投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。 出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28市回答] 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただいております。 Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。 ⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市 2)[2/3投稿(再掲)] 市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報ずいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載がありません。 ⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市 ⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市 3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。 ⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市 ⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	1)[Q1:2/14投稿(再掲)] 今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 [2/28市回答] 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただいております。 Q1-2:市HP内(個人市民税・府民税(森林環境税))を見ましたが、探すことが出来ませんでした。 ⇒添付画像。B79-4。令和7年度市・府民税申告書の配布・発送。豊中市 (回答)「市民税・府民税の申告」及び「市民税・府民税の申告書」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」及び「トップページ」>くらし>税金>申請書ダウンロード(税金)>市民税・府民税申告書」のページにて御案内を掲載いたしております。 2)[2/3投稿(再掲)] 市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報ずいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 (回答)確定申告の記事内容につきましては、担当税務署が分かりやすい記事内容となるよう検討を重ね、作成した記事内容を掲載いたしております。 Q2:個人市・府民税の改正(令和7年度～)の記載がありません。 ⇒添付画像。B79-4。税制改正。R7年度無し。吹田市 ⇒添付画像。B79-4。個人市・府民税の主な税制改正。交野市 (回答)いただきました御指摘を受け、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>税制改正」のページに掲載をいたしました。 3)市HP「市民税・府民税の申告」のサイトが、2月27日に更新(回答日の前日)されていますが、市HPの新着情報に掲載がされていません。申告の受付開始が2月17日からであり、対象者への更新内容(変更点)について、周知が必要と思います。 ⇒添付画像。B79-4。「市民税・府民税の申告」2月27日に更新。吹田市 ⇒サイトの上部に変更点の概要の説明文が、必要と思います。 (回答)「市民税・府民税の申告」につきましては、本市ホームページの「トップページ」>くらし>税金>個人市民税・府民税(森林環境税)>市民税・府民税の申告」のページにて御案内を掲載いたしまして、詳細な内容を御説明いたしておりますが、御説明の重複を避けるため、概要については掲載いたしておりません。	市民税課	R7.3.3	R7.3.17

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
8	B79-3。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	標題について、2月3日に投稿、2月6日に回答を頂きましたが、投稿に対しての回答に乖離があり、再投稿です。 [2/3投稿(再掲)] 吹田市は、申告について市民への情報提供は“市報の2月号”のみです。 ⇒市HPの“税金”のサイトには、申告の項目が見当たりません。 ⇒添付画像。B79-3【税金】令和7年度の市・府民税の申告について。吹田市は項目が無し ※新しく社会人になられた方や勤労学生、吹田市に転入された方の為には、申告用紙の配布先または、ダウンロード先のリンク表示。(後略) [2/6市回答] 住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 Q1: 申告書、説明資料の送付について、「申告書を提出している人には、2月上旬に令和7年度分の申告書を送付します。」…との事ですが、今年、新たに申告される方への配布ヶ所は、市役所本庁のみですか？。出張所でも配布をされるのでしょうか？。 Q2: 2/6の投稿時に記述しましたが、今年、新たに申告が必要なのか、否かの判断要素としての説明資料が市HPへの掲出が必要と考えます。 ⇒回答文には「市ホームページにてお知らせ」の記述がありますが、市HPの“税金”のサイトには、「令和7年度の市・府民税の申告」の項目が見当たりません。また昨年からの変更点の記載がありません。 ⇒今年、新たに申告される方は、申告書・説明資料を手にするまで、必要な書類の確認・準備が出来ないと思います。 Q3: 2/3の投稿で、「豊中市では、令和3年2月より、市・府民税申告書の「電子送信」による受付を開始。」を記述しましたが、吹田市HPの“税金”のサイトには、「eLTAX(エルタックス)(電子申告等)」の項がありますが、今年の申告で対応が可能なのでしょうか？ ※添付画像は別メールにて送信。	Q1: 市・府民税申告書は申告時期に合わせて市役所本庁(市民税課)とともに山田・千里丘・千里各出張所でも配付させていただいております。 Q2: 市民税・府民税の申告につきましては、本市ホームページ(トップページ)＞くらし＞税金＞個人市民税・府民税(森林環境税)＞市民税・府民税の申告)で御案内記事を掲載しております。 Q3: eLTAXの電子申告につきましては、本市ホームページ(トップページ)＞くらし＞税金＞eLTAX(電子申告等)＞eLTAX(エルタックス)(電子申告))に記載のとおり法人市民税の申告及び申請・届出をはじめとして各種取り扱っておりますが、市・府民税申告書につきましては取り扱っておりません。	市民税課	R7.2.14	R7.2.28

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
9	B78-2。市HP『令和6年度から森林環境税(国税)の導入』について提言。	標題について、2月2日に投稿、2月6日に回答を頂きましたが、投稿に対しての回答に乖離があり、再投稿です。 [2/2投稿(再掲)] 1)1月24日、標題について市HPの“税金”のサイトに掲出されましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒市民のほぼ全員の納税に関わる事ですので、市民税課は、市HP(Top頁)の新着情報に掲出が必要と思います。 2)市のHPには、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し…の説明文が有りますが、森林が無い吹田市には国からの譲与金がありますか？。譲与金はどのように使用・活用されていますのでしょうか？。実績について市民への報告が必要と思います。 [2/6市回答] 本市ホームページにつきましては、森林環境税も含めた税の制度について分かりやすい掲載内容となるよう検討を重ね、関連情報の記事も御覧頂けるよう作成いたしております。 ⇒上記の(1)、(2)についての回答を、お願い致します。 ※国から吹田市への譲与額は、総務省資料の「令和5年度 森林環境譲与税譲与額(全国版)」で40,766千円を見付ける事が出来ましたが、 ※総務省・林野庁作成の「令和5年度における森林環境譲与税の取組状況について」「森林環境譲与税に関する広報一自治体における取組事例」を見ましたが、吹田市の記述がありませんでした。 3)市民税課は、回答時のメールの件名を、投稿した件名にさせていただきますでしょうか。 ⇒投稿者宛ての件名が「お問合せにつきまして(回答)」であり、クリックして添付のpdfファイルを開かないと分かりません。 ⇒添付画像。B78-2。市民税課受信メールのタイトル。2件 ※市民総務室に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	国の税金である森林環境税につきましては、本市ホームページに「概要」、「納税義務者」、「税率・賦課徴収」及び「森林環境税のみが課税される方」ならびに「個人住民税均等割と森林環境税の税率」の4項目について掲載しております。 より詳細な情報につきましては、実施主体である林野庁の「森林環境税及び森林環境譲与税」と、総務省の「森林環境税及び森林環境譲与税について」の各ホームページにつながり、御覧いただける形をとっております。 今後も頂きました御提言も参考にしながら、より分かりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	市民税課	R7.2.14	R7.2.8

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
10	B78。市HP『令和6年度から森林環境税(国税)の導入』について提言	1)1月24日、標題について市HPの“税金”のサイトに掲出されましたが、市HP(Top頁)の新着情報に掲出されていません。 ⇒添付画像。B78-令和6年度から森林環境税導入。吹田市HP-1/24 ⇒市民のほぼ全員の納税に関わる事ですので、市民税課は、市HP(Top頁)の新着情報に掲出が必要と思います。 2)市のHPには、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し…の説明文が有りますが、森林が無い吹田市には国からの譲与金がありますか?。譲与金はどうに使用・活用されていますのでしょうか?。実績について市民への報告が必要と思います。 3)納税課から、R6年7月に“市税等過誤納付金還付通知書”が送付されましたが、振込依頼書の税目欄の“市府民税森林(年金特徴)”の記述が有りますが、“森林”って何ですか?。“年金の特徴”って何ですか?。 ⇒添付画像。B78-還付金受け取り(森林、年金特徴) ⇒税目欄に記載内容は、職場の事務用語と思いますが、市民に分かり易いように、注釈が必要と思います。 ※広報課に供覧を願います。 ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	本市ホームページにつきましては、森林環境税も含めた税の制度について分かりやすい掲載内容となるよう検討を重ね、関連情報の記事も御覧頂けるよう作成いたしております。 今後も頂きました御提言も参考にしながら、より分かりやすいホームページとなるよう努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。 「森林」とは「森林環境税」のこと、「年金特徴」とは「年金から特別徴収(引き落とし)される税」のことです。 還付金振込依頼書の税目名称につきましては、システム処理の都合により「市府民税森林(年金特徴)」と表記しておりますが、今後、注釈記載も含め、市民の皆様により分かりやすい表記となるよう努めてまいります。	市民税課	R7.2.3	R7.2.6
11	B79。「令和7年度の市・府民税の申告」について提言	吹田市は、申告について市民への情報提供は“市報の2月号”のみです。 ⇒市HPの“税金”のサイトには、申告の項目が見当たりません。 ⇒添付画像。B79-【税金】令和7年度の市・府民税の申告について。吹田市は項目が無し ※新しく社会人になられた方や勤労学生、吹田市に転入された方の為には、申告用紙の配布先または、ダウンロード先のリンク表示。提出の期限。申告書の郵送提出先。添付書類の返送時の手続き他。 個人市・府民税に関する最近の主な税制改正の内容。申告書に記入の説明文(用語の説明・必要経費・生命保険の新旧・医療費控除の特例…)を市HPでの詳細説明が必要。 1)市報-P10の確定申告:2025年の確定申告では、昨年からの変更点の記載がありません。 2)市報-P11の市・府民税の申告:下記に気付いた点。 ・収入の分かる帳簿など。⇒具体例が必要。 ・後期高齢者医療保険料の記載が必要。 ・申告が必要な人(例):⇒(例)では、説明不十分。 ・申告が不要な人:⇒非課税所得(雇用保険・障害年金・遺族年金・児童手当等)のみの人などの説明が必要。 【参考】 ⇒添付画像。B79-申告が必要な人。不要な人。枚方市 ⇒添付画像。B79-個人住民税(市・府民税)の主な改正点。箕面市 ⇒添付画像。B79-収入金額等や控除のために必要なもの。枚方市 ※豊中市では、令和3年2月より、市・府民税申告書の「電子送信」による受付を開始。 ※広報課に供覧を願います。	住民税の申告につきまして、御案内が分かりやすい内容となるよう検討を重ね、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の資料により、お知らせしてきたところです。 今後も頂きました御提言も参考にしながら、市報すいた及び市ホームページならびに申告書に同封の説明資料により、申告方法等がより分かりやすくなるよう努めてまいります。	市民税課	R7.2.3	R7.2.6

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
12	災害時の救援物資について	地域の自治会長(〇〇自治会)から、自治会加入を促す書面が届きました。その中に、「救援物資の数は、自治会加入件数で吹田市は計算します。数量確保のために、自治会加入を推奨します。」とありました。 これは事実でしょうか？事実であるとすれば、自治会非加入世帯は吹田市民にあらず、ということでしょうか？自治会非加入世帯は、吹田市内に住民税を支払っているにも関わらず、災害時に捨て置かれるということでしょうか？ 事実であるとすれば、恐ろしいことだと思います。自治会加入は義務ですか？事実だとすれば改めるべきです。	災害時の救援物資について 本市で、自治会の加入件数を基に救援物資を計算するという事実はございません。 本市の備蓄体制については、本市で最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者のために特に必要とする食糧などの備蓄をしております。 また、災害時には、各避難所を中心とした地域災害対策本部と本市の災害対策本部間で、避難所避難者数や物資のニーズ、必要物資の数量等の情報連携を行います。これらの情報を基に、本市が物資調達の希望数量等を決定します。したがって、「自治会加入」と「本市からの救援物資数量」は関連しておりませんので、御理解の程、よろしくお願いいたします。 (担当:危機管理室) 自治会加入について 自治会は任意の自治組織であり、加入については任意となります。 (担当:市民自治推進室)	危機管理室、市民自治推進室	R7.1.6	R7.1.21
13	待機時間	印鑑登録の為に1/6.1/8と2回、12時過ぎに市役所へ行きましたが、2回とも待機時間が長過ぎ、途中で諦めざるを得ませんでした。 両日とも1時間待ちというのは組織の体制としてどうなのでしょう。せめて10分程度なら待てますが改善出来ないようなら土曜日でも開けて下さい。	この度は市民課窓口において長時間お待たせすることになってしまい、大変申し訳ございませんでした。 年末年始に9日間閉庁した後の、年始の開庁日が1月6日(月)であり、その週は連日窓口が混雑し、窓口担当職員で、できる限りの対応をさせていただきましたが、大変御迷惑をおかけすることとなりました。 今後は、印鑑登録など、比較的短時間で受付ができる届出専用の窓口を設ける等の対応を検討いたします。 また、土曜日の窓口での印鑑登録の受付は、システム等の都合上、実施が難しいところではありますが、窓口の混雑緩和に向けては、あらゆる方法を検討して参ります。	市民課	R7.1.9	R7.1.14
14	B66。「税務署では令和7年1月から、収受日付印が押なつされなくなります」について	【国税庁】令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。 ・1月になると、確定申告の準備をされる方がおられます。他市の中には、既にHPに掲出されています。 ⇒吹田市に於いても、市HPへの掲出が必要と思います。 ⇒添付画像B66。国税庁HP ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	国税庁・国税局・税務署における令和7年1月からの申告書等の控えへの収受日付印の押なつを行わないことにつきましては、市報すいた令和7年2月号で令和6年分の確定申告の特集の中で関連記事掲載を予定いたしておりますとともに、当市ホームページで関連情報掲載を予定いたしております。	市民税課	R6.12.18	R6.12.27

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
15	B40。「マイナ保険証の利用手続き」について市HPに掲載。	市報9月号8頁に、「現行の健康保険証が12月2日に廃止になります」の記事がありますが、内容は“マイナンバーカードの申請をしてください”のみであり、既にマイナカードの保有者が“健康保険証としての登録がまだ”の方への案内周知(厚労省のHP)についての説明文が見当たりません。 ⇒期限まで、残り2か月余りです。政府はマイナ保険証の利用促進を何度も言っておられます。 ⇒吹田市は速やかに市民への周知が必要だと思います。 ⇒添付画像B40-1左:市報9月号。右:厚労省HP [吹田市のマイナ保険証手続きの現状] 1) マイナンバーカードのサイトに、「マイナ保険証の利用手続き」の項目無し。 ⇒添付画像B40-2利用手続きなし 2) 国保および後期高齢者医療のサイトに、「マイナ保険証の利用手続き」の項目無し。 ⇒添付画像B40-3利用手続きなし 3) 探したところ、サイトは、健康・福祉⇒国民健康保険⇒トピックス⇒「マイナンバーカードの健康保険証利用について」が有りました。加えて新着情報に掲載されていないことから、市民の目に触れる機会は少ないです。 ⇒添付画像B40-4トピックス。新着になし 4) NATSの市民への支援状況は、西宮市、尼崎市、豊中市の3市が、利用登録が難しい方の為に市役所での補助対応の記述あり。 ・吹田市の場合は、厚労省のサイトの利用手続きのYouTubeを見て下さい。動画の内容は、若い方が早口での説明とIT用語のため、高齢者は拒否反応が生じると思います。 ⇒吹田市は、マイナンバーカードに保険証の登録をされたい方への支援の方策について早期に検討願います。 ⇒添付画像B40-5NATSの市民への支援状況 5) 健康保険証の廃止後(中略)「資格確認証」を交付予定…のタイトルの“予定”では無く、決定内容を記すべきと思います。 後期高齢者医療被保険者証の廃止のサイト(2024年9月11日)が、新着情報に掲載されていません。 ⇒添付画像B40-6保険証の廃止-予定。後期廃止-新着になし ※上記の状況から、穿った見方をされる方の中には、吹田市は「マイナ保険証」を持たない方が多い。…と市民に暗に知らせておられるのかも… Q1:吹田市のマイナンバーカードの近時点の保有率(対2024年1月末人口比)を教えてください。 [参考:8月現在] 国:74.8%。大阪府:73.1% Q2:吹田市のマイナ保険証(国保・後期高齢者)の最近の利用登録率を教えてください。 [参考:1月現在] 国:全人口の約57% ※添付画像は別メールにて送信。 ※写真については、公表しておりません。	Q1について 令和5年10月16日から吹田市役所にてマイナンバー(個人番号)カードの健康保険証利用登録支援ブースを開設しております。ページの構成上御指摘いただいた箇所(「マイナンバーカード(個人番号)カード」のページ上段)に掲載できませんでしたが、市民の方にとって必要な情報ですので、同ページの下段に別途「マイナンバー(個人番号)カードの健康保険証利用・公金受取口座の登録について」という記事を掲載しており、健康保険証としての利用登録方法や吹田市役所で利用登録支援を行っていることを記載しております。記事が探しにくい点については申し訳ございませんでした。 マイナンバーカードの保有率については、総務省のホームページ(https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kofujokyo.html)の「交付状況」の【中核市】マイナンバーカードの交付・保有状況をご覧ください。吹田市をはじめ全国のマイナンバーカードの保有率を確認いただけます。 (担当:市民課) Q2について 吹田市のマイナ保険証の最近の利用登録率は下記のとおりとなります。 国民健康保険 54.4%(令和6年7月末現在) 後期高齢者医療制度 55.2%(令和6年7月末現在) (担当:国民健康保険課)	市民課、国民健康保険課	R6.9.20	R6.10.3
16	NPO法人〇〇の定款について	貴市が所轄庁である「NPO法人〇〇」の定款が、内閣府NPOポータルサイトの当該法人のページに掲載されていません。掲載をお願いします。	ご指摘のとおり、当該法人の定款が内閣府NPOポータルサイトの当該法人のページに掲載されていないことを確認しました。掲載に向けて手続きをさせていただきます。	市民自治推進室	R6.9.17	R6.9.20

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
17	出生届の名前間違いについて	8月に子供が生まれ、堺市にて出生届を提出しました。そして、本市で住民票を発行した際に、子の名に誤りがあり、両市に確認したところ本市が誤っていたことがわかりました。 人間誰でもミスはするので、仕方がない事です。その後の対応に怒り心頭に発します。 本市が訂正した住民票を郵送するとのことでしたので、8/30に申請のために必要なので、早急に欲しい旨を伝えたと明日(8/29)には届くとのことでした。 しかし、本日8/29郵便受けを確認すると書類がなかったため、再度電話にて問い合わせた際、〇〇氏から普通郵便で郵送したので2〜3日かかります。と言われたので、明日書類が必要なので私が本日に吹田市役所に取りに行く旨を伝えたと近くの出張所やコンビニ(マイナンバーを使用)でも発行出来ること対応してもらい電話を切りました。 まず、昨日〇〇氏が私に対応した内容の回答と相違があるにも関わらず、何故、自宅の住所を聞いてきたのにも関わらず出張所や近くのコンビニに誘導するような電話対応をしたのか不明です。 私の大事な子の名前を間違え、手続きに手間を取らせていることは理解しているはずなのに、直接謝罪したい等の誠意を感じられませんでしたし、明らかに本庁に来庁して欲しくない恥を避けるような電話対応に感じました。 おそらく郵送を担当したのは〇〇氏であるかもしれませんが、出生届の入力等は別の方(〇〇氏かどうか曖昧)ではないのでしょうか？明らかに私は悪くなく、〇〇氏が全部悪いような言葉口で対応されたので、お二方の上下関係は存じ上げませんが、上司であるならば、非常に対応は悪いと思います。人の上に立つならば、部下のミスにも責任感を持って公務に励んでいただきたいです。他人のせいにして仕事しないで、市民課として全体のミスと考えていただきたいです。 次に、個人情報で世帯全員が記載された重要書類を何故書留等で処理しないのか不明です。個人情報を取り扱う上で常軌を逸していると思います。 再度、電話にて親戚が問い合わせました。色々苦情(電話対応等々)はありますが、対応者は忘れましたが、一つ挙げるならば何故、子の名前を間違えたのか聞いた際、子の名前を堺市から受信したFAXの文字が潰れ読みにくく、潰れている文字があまりよくわからなかったからという様な回答だったので、何故堺市に電話確認しないのか聞いたところ、日々、沢山の出生届が届くから電話する時間がないから出来ないとのことでした。 同じ公務員としてそのような発言が出るのがあり得ないです。本市は人口が減少される中で、年々人口が増える魅力あるまちです。日々業務が大変なのは重々承知ですが、時間がなくてダブルチェックくらいは出来るでしょう。最低限公務中は、地域の為に人の為に最大限のサービスを提供することを心がけて公務に励んでいただきたいです。 本市からすれば、たかが出生届の入力間違いではありますが、私達にとって大事な我が子です。一生に一回しかないのです。個人個人が考えを改め直し、再発防止して二度と他の市民に同じ事をしないように努めてください。	この度は御迷惑をおかけしてしまい大変申し訳ございませんでした。本来であれば、職員が直接お伺いしてお詫びのうえ訂正後の住民票の写しをお渡しするところ、郵送での対応となったこと自体も誤りであったと認識しております。また〇〇が電話で対応させていただいた際、上司としてお詫びしたつもりであったものの、部下を責めるような表現となってしまうこと、及びお電話での職員の対応が不適切であったことにつきましても、重ねてお詫び申し上げます。出生届を含む各種の届出につきましては、常に複数の職員が内容の確認を行っており、この度の登録誤りにつきましても〇〇様御指摘のとおり特定の職員ではなく担当全員のミスであり、市民課として反省すべきものと考えております。この度の登録誤り及びその後の対応の誤りにつきましては課内に共有し、今後このような御迷惑をかけることや御不快に感じる対応のないよう努めてまいります。	市民課	R6.8.30	R6.9.10
18	市役所本庁舎の1階の案内で立っている男性職員について苦情	一番長身の若い男性職員です。「難病認定の申請」で市役所を尋ねたのは7月30日です。その若い男性は低層階の3階です、と言いました。そばにいた少し年上の男性職員が足の悪い私を案内してくれました。生活福祉室の前で、「ここです」と言ってその男性は去っていききました。その部屋の女性職員が「ここは違います、2階です」と言うので、2階に行くと、部署が分らないので1階に戻りました。「2階だと言うでしょうが」と若い長身の男性に言いました。とても丁寧にお詫をして、1階の奥の方に連れて行き、その長身の男性職員は去っていききました。ところが、その申請は、保健所であることがわかりました。30分近くうろうろ、結局、市役所と離れた保健所の1階であることが受付の女性職員から判明しました。市役所の仕事のことをわかっていない人が案内することは間違いが多いことになります。正面玄関に入って受付の曲線のガラス張りのブースにいる女性職員はすべてのことに熟知しています。これまで4度、そこにいる職員から正しく教えていただきました。他の自治体には吹田市役所のように案内するために立っている職員はいません。これは公費人件費の無駄遣いではないのでしょうか。苦情として、この長身の男性職員(イケメンハンサムな若い、色白のやせ形の)に対する苦情をワープロで書いたので、提出先を教えてください。	この度は誤った御案内により、御迷惑をおかけし大変申し訳ございません。 本市では引越しのお届けや戸籍届等で多くの方が来庁されますので、受付窓口となる市民課窓口及び窓口前の待ち合いスペースの混雑緩和のため、総合案内とは別に案内係が来庁される方の御用件をお伺いし、必要な案内を差し上げているところです。 案内係には市民課の手続きだけではなく、他室課への御案内についても間違いなく案内できるように指導しておりますが、今回、誤った御案内を差し上げてしまいました。今後、同様のことが起きないように、案内係の指導、教育を徹底してまいります。 御指摘の男性職員への苦情につきましては、下記問合せ先(市民課)へ御提出いただけましたら、今後の指導、教育に活かしてまいります。	市民課	R6.8.30	R6.9.10

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
19	出生届の処理漏れについて	里帰り出産のため吹田におりました。 4月上旬、吹田市役所にて出生届を提出しました。5月上旬、子の住民票取得のため吹田市役所へ行ったところ、「出生届がまだ吹田市役所にあり、居住地に送れていませんでした。本日送るようにします。」と職員の方に伝えられ、1ヶ月放置されていたことが分かりました。 4月の提出時には1,2週間で住民票はできると説明を受けておりました。 また、吹田市役所の事務漏れにも関わらず、居住地の事務処理が完了したかは自身で居住地の役所に聞くこと、急いで欲しければ自分で連絡してくださいとの説明を受けました。 吹田市役所から送付が遅れていたことで、居住地にて期間で自動抽出されているワクチン接種の用紙が届かない事象も起きました。 既に吹田市民でなくなっているのでお伝えするが悩みましたが、ワクチン接種の用紙が届かない等その後も困ったことが起きたため、今後他の方にこのようなことがないようにご連絡させていただきます。	この度は御迷惑をおかけしてしまい、大変申し訳ございませんでした。 住所地以外の自治体で出生届をされた場合、受理した自治体から、住所地の役所に通知を行います。窓口で職員が御説明差し上げましたとおり、通常は届出から2週間程度で通知を行っております。 ところが本年3月に戸籍事務が大きく変更されたことがきっかけとなり、全国的なシステム障害が発生していることがマスメディアでも報道されております。吹田市においてもシステム障害が現在も続いている状況であり、戸籍事務に遅延が生じております。 戸籍届書については順次作業しておりますが、全体として、通常なら2週間程度で終わる事務に1か月以上かかってしまうという状況が続いており、〇〇様の出生届についてもお待ちをすることとなってしまいました。 また、住民票の処理状況については住所地の役所でないと分からないこととお急ぎの事情はやはり直接お伝えいただいた方が確実なため「自分で連絡してください」という説明になってしまったものと思われま。不快な思いをされることとなってしまい、こちらでも申し訳ございませんでした。今回、住所地の役所に出生届の情報が届いてからの処理となったことから、住民登録に関連するワクチン接種等のお知らせの締め切り間に合わなかったものと考えられます。余計なお手数をおかけするなどご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。 現在、事務の遅延を解消すべく、応援職員の投入や業務改善を進めているところです。〇〇様のようなケースがあったことを課内に共有し、今後このような御迷惑をかけることのないよう努めてまいります。	市民課	R6.6.19	R6.7.1
20	マイナンバーカード受付の方について	こども(15歳未満)のマイナンバーカードの更新で本人は来れず、保護者のみで受付にいったところ、受付の方に「本人が来ていない、もしくは顔写真付きの証明書が無いと更新出来ない」と言われ、「でしたら帰ります」と返事をすると、別の方に「説明して差し上げて」と何度も言っていて、「本人もいないし、顔写真付きの証明書も無いんでどうしたら？」と聞いても「説明して差し上げて」と別の方に言うばかりでした。 結局、写真を貼り付けて作成する証明書を記入すれば代わりになるとのことで更新は可能でしたが、最初に「出来ない」と言ってしまうのは説明不足だし乱暴です。 「持っていないのであれば～という方法があるので更新が可能かどうか説明します」など一言あればと思います。相手を不快にさせない話し方でやり取りしていただきたいと思います。	この度は、マイナンバー(個人番号)カード申請・交付窓口での対応により、不快な思いをさせてしまいまして、大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 親切・丁寧で市民の方に分かりやすい説明を心がけるよう、また接遇についても市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R6.6.5	R6.6.13

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
21	固定資産税延滞税の免除申告について	実兄(現介護老人保健施設居住)居住の住居に係る固定資産税につき吹田市役所納税課に連絡して欲しい旨の連絡が施設よりあり。納税課担当者より、当該税につき分納手続きされ未納分及び延滞税が発生している旨の説明あり。私は当該事実について連絡を受けたこともなく、担当者に延滞税の免除申告について尋ねたところ、資産がある場合はほぼ無理であるとの説明を受けたが、検討したいので申告用紙を送って欲しいと伝えたが、納付期限の5月31日に近づくも未だ届かず。無視されたのだろう。本来ならば、税未納時において、実兄外2名の「外2名」に対して速やかに連絡すべきところ、延滞税を課せば良いという判断、資産売却すれば良いという判断は如何なものか。市役所には法に則る前に市民を思い対処すべきことはないということによろしいでしょうか？	1 延滞金の減免について 延滞金の減免につきましては、本税と督促手数料を完納して頂いた後にご相談をお受けしております。 本税・督促手数料完納の後、「市税延滞金減免申請書」を提出して頂いてから減免の可否を審査致しております。 そのような対応をしておりますことからこの度は「市税延滞金減免申請書」をお送りしておりませんでした。ご説明が分かりにくかった事、誠に申し訳ありませんでした。今後は、よりわかりやすい説明を心掛けて参ります。 2 共有者の告知について 本市では、共有者の方全員に告知をしておりません。代表名義人の方に告知して納付していただいております。 ただし共有者の方への告知を全くしていないのではなく、共有者からの申出や滞納処分が必要な場合におきましては共有者の方への告知を行っております。 なお、代表名義人を〇〇様に変更することも可能です。ただし、その際には「共有者の代表者指定・変更届出書」の提出をお願いしております。今後、どのようになさるかご連絡をいただければ幸いです。	納税課	R6.5.29	R6.6.5
22	府営吹田藤白台3棟敷地内での歩きタバコについて	5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内での歩きタバコが発生しました。犯人は男で奥さんと思われる女を連れた20～30代くらいの若い男。そのまま集会所近くの階段を上り駐車場へ上がっていった。 とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙をお願いします。 最近エントランスには禁煙の張り紙がありません。よろしく願います。	御連絡いただいた敷地内での歩きタバコこの件について、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
23	府営吹田藤白台3棟敷地内で子供がボール遊びしていて危ない	5月15日18時頃、府営吹田藤白台3棟敷地内の駐輪場付近で子供がボール遊びをしていた。 集会所付近の駐車場へ向かう階段を壁にしてボールを蹴っていたが、駐輪場には自転車やバイクがあり当たる可能性があるので危ないし、最悪人にあたってケガさせる可能性もある。 私の高価なバイクにあたって破損させたら弁償できるのか？ そんな非常識な子供の親だから当然賠償能力もないだろう。 日本人の子供も、外国人の移民の子供も同じ迷惑行為をやっている。 そもそもボール遊びは公園ですべきだ。駐車場や駐輪場でするものではない。 最近とはある公園でボール遊び禁止の看板があると聞いたがとんでもないことだ。そんなことやってるから道路で遊んで車に轢かれる子供が後を絶たない。 とんでもない迷惑行為なので自治会の回覧で周知徹底、エントランスへの張り紙をお願いします。 よろしくお願いします。	御連絡いただいた駐輪場近くでのボール遊びの件について、自治会に報告いたしました。 議題に挙げ、掲示板・回覧で周知を行うかどうかについては、自治会でご判断いただく内容となります。	市民自治推進室	R6.5.20	R6.5.28
24	個人番号カード交付	個人番号カード交付のご案内というA3見開きのチラシに従って、ネットで予約の上、時間通りに個人番号カード交付会場と書かれていた133番で待っていたら、全然名前が呼ばれず、散々待たされた挙句、窓口で名前が呼ばれないと言うと、再度受付が必要と言うことで違う場所に案内されて、番号フダを発行された。 さらに待たされて、やっと案内されたが、こう言う予約の上、再度133番と違う場所で再度受付が必要と最初から書いておいて欲しい。個人番号カード交付のご案内の修正を求めます。案内が冷たい。 それと、133番で一人で椅子で座って待っているのを見ていながら声をかけずにほっておく職員も冷たい。 職員研修とともに正しい窓口の掲示を133番の待合椅子の分かる場所に掲示することを求めます。	この度は、個人番号カード交付の際に、スムーズにご案内ができず、お待たせしてしまいまして大変申し訳ございませんでした。深くお詫び申し上げます。 133番窓口前の待合椅子正面に、先に受付をしていただき、番号札を持ってお待ちいただけるよう案内の改善をさせていただきました。個人番号カード交付のご案内についても、市民の方に分かりやすいものになるよう工夫させていただきます。 また接遇についても、市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R6.5.2	R6.5.13

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
25	市民サービスセンター 何故廃止？	コンビニでの住民票などの出せるとの事ですが、私には説明してくれる人が居ないと使えません。私のような人も沢山居られると思います。 江坂公園には図書館がリニューアルしていますが、館内の一角で機械を置いてセルフサービスしてもらえませんか？ 図書館の職員さんに助けて頂いたら助かります。	市民サービスコーナーについては利用件数の減少が続く中、見直しを行い令和6年2月末をもって廃止させていただきました。 現時点では、図書館にマルチコピー機を設置する予定はございませんが、コンビニエンスストア等での証明書発行方法について身近で行っていただけるよう、市ホームページや市報に掲載させていただいております。よろしければご利用ください。 今後も利用しやすいコンビニ交付の周知に努めます。 ●市ホームページ(ページ番号1018375) https://www.city.suita.osaka.jp/kurashi/1018370/1018373/1018375/index.html (同ページの中に、画面ごとの説明・動画での説明と2種類掲載しております) ●市報すいた2月号(ページ番号1031659 / 13ページに記載)	市民課	R6.4.22	R6.4.30
26	昭和町10-16について	題名にもありますが、昭和町10-16におきまして、現在は駐車場になっておりますが、その場所におきまして、住所を示す青い看板、標識が破損？したまま端の方に放置されているようなので、念のためと思いご連絡させていただきました、本当でしたら、駐車場の管理人の方にしたほうが、いいのですが、今回に関しては、市の管轄なのかなと思いご連絡させていただいております。申し訳ありませんが、ご対応の程宜しくお願い致します。	昭和町10-16の街区表示板について回答させていただきます。 4月4日に昭和町に確認に行き、街区表示版の回収をさせていただきました。 ご連絡いただきありがとうございました。	市民課	R6.4.3	R6.4.17

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
27	千里ニュータウンプラザ8階 千里市民センター多目的ルームの階下への騒音	8階の多目的ルームでバレエなどの運動を行っていますが、その衝撃が下の7階の公民館視聴覚室に大きい音と振動で響いています。工事に等しい大きさです。 多目的ルームの床は浮床という方式で防音してとのことですが、これは以下にあるようにバレエの振動を防ぐには十分とはいえません。 https://www.onzai.or.jp/pdf/new/gijutsu201103_1.pdf & 一般的な浮床工法ではあまり効果が期待できない場合も多い 多目的ルームは激しい運動を想定して作られていません。バレエなどの使用は不適切です。以下の対策を採るべきです。 ・激しい運動は体育館に誘導する ・激しい運動を行うときは視聴覚室を使用していないときにする やり取りの時間を節約するために想定問答を記しておきます。 A. 問題のある音量ではない X. 音量を測って公開してください。おおむね80dB以上が騒音です A. 今までそんなクレームはなかった X. 多くの人は面倒を避けてクレームをしません。顕在している問題は氷山の一角であり、その奥に見えない問題がたくさん潜在していると考えるのがビジネスの標準です(『TQMの基本』p. 22 二科技連出版社)。某芸能事務所のスキャンダルが長年黙殺されてきたことを想起してください。 問題ないとするのであれば、市の他の施設で同様の騒音を出しても制止できないということになりますので、慎重にご判断ください。 また、数ヶ月前からこの件を指摘しているにもかかわらず、現場の音を確認もせず「問題なし」と主張する千里市民センターの職員は、職務怠慢であると指摘しておきます。	千里ニュータウンプラザの7階公民館視聴覚室をご利用の際に、千里市民センターが所管する8階多目的ルームのバレエなどの運動により発生された大きな音と振動で御不快な思いをされましたことにつきましてお詫び申し上げます。 多目的ルームの床は建物の基礎になる床の上に緩衝材を挟み込み二重床にすることで振動による音を伝わりにくくする浮床構造で会議・研修会のほか、ダンスや演舞等の軽スポーツや簡単な音楽発表会が行える設備となっていますが、今後は多目的ルームを利用する団体に対し、大きな音や振動が下階の公民館視聴覚室へ響くことがないように注意を徹底してまいりますので御理解の程よろしくおねがいします。	市民自治推進室	R6.1.30	R6.2.22
28	職員の対応	納税課の〇〇さん。 何なんですか？あの高圧的な物言い。 弱い市民へ対してのイジメですか？ それとも自分のストレス発散ですか？ もう疲れました。 死にたいです。 後藤市長はどうお考えですか？	市税の納付相談につきましては、相談者の生活状況・収入状況等の聞き取りを行い、その内容を基に分割納付等の相談に応じさせていただいております。 今後とも納税者の立場に立った、納付相談に努めてまいります。	納税課	R5.10.25	R5.11.6

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
29	職員の対応が とても残念で す。	戸籍窓口は、国際婚姻について知識不足と思ってます。私達復婚の件で、今回3回目に市役所に行きました。国際復婚はいろいろ手続きがいるのはわかってますけど、頑張ってこっちそっち行ったり、証明の書類を用意しました。しかし、戸籍窓口の職員からえらそうな対応に失望した。彼女たちは処理が面倒だと思っているかもしれないので、何度も困った気持ちを示していた。私達は再婚を決め、幸せな結婚生活に入るつもりですが、少し疲れを感じました。市政職員は市民の幸せのために働いているのではないか。どうして面倒だと思うの。今年は吹田市に来て4年目です。今までずっと吹田市が大好きでした。でも今日の私たちの気持ちはとても悲しくて、私たちはこれからここに住みたくないかもしれません。	このたびは窓口対応において不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 国際結婚に関しては、国籍ごとに必要書類が異なることに加え、ご結婚される方の状況によっても必要書類が異なることから、職員の知識習得には相当な時間を要しております。研修等を通じて日々研鑽を重ねてはおりますが、すべての職員が高い知識レベルに達するという状況には至っておりません。市民課ではこうした状況で市民の方々にご迷惑をお掛けしていることは喫緊の課題と捉えており、自治体DX推進の一環として情報システムの導入等によって、婚姻届を含めた戸籍届全般について、職員の習熟度によらず、迅速かつ正確なご案内ができるような取り組みを進めているところでございます。また、職員の接遇態度につきましても指導を行い、改善に努めてまいります。	市民課	R5.10.4	R5.10.17
30	マイナンバー カードの表記に ついて	いつもお世話になっております。職員の姿勢に疑問があり、メールしております。先日作成したばかりのマイナンバーカードに電子証明書の期限をマジックで書き消されたことについて質問があり、フロア担当の方に口頭で案内された申請窓口に向いました。その場の方に説明したあとお一人出てこれられ、予めクレームをガードするようなましく立ての話と、質問を確認すらずせびつたすら制度について説明し続ける態度に閉口しましたが、一旦伺いたい内容と違う旨を伝えました。 私は怒っていませんでしたが、あまりにも自分たちは間違っていない、言ってくることのほうがおかしいと言わんばかりの言い方に嫌な気持ちがおさまりません。これから何年も使用する新しいカードに、私としてはマジックで書いてなどほしくなかったが勝手に書かれた。その方の(〇〇氏、名前は言いたくないが当該者以外には関係ないことでもあるため記入します)説明では、他の行政は書いてないこともあるが吹田市では書くのが当たり前、他の人にも書いてある、きれいに書いてある方だという主観、消したいなら今から消しますよ、消しますが、自分でも消せますよ、とのこと。そもそも書いたのは忘れる方が多いからという理由らしいが、更新は通知で来るでしょうと何うと、それでも忘れる方が多いからとの理由。もうとにかく、吹田市のやり方にケチつけるなど言っておられるようで、何がしたいのか理解しようとしなくていいのがわかったので、もう結構と伝え、ここで申し訳ありませんでしたの言葉。謝るとこ違いますね。とにかく本人に正確に話も聞かず、間を繋いだ人から聞いていないから私はわかりませんとおっしゃるところが、もう結構なところだとなぜわからないのか。自分は悪くないオーラを放って気持ちが悪いです。立たせたまま(防犯カメラみて下さい)、まるでクレマーの扱い方をされ、寄り添いも何もない(御本人にもいいました)。嫌な気持ちになりましたよね、の一言は言うてはいけないマニュアルでもあるのでしょうか。誰もそんなことは言ってきたない、あなただけと言われましたが、言ってくる私がおかしいと、ご自分の主観のみでこの方はおっしゃっておられません。同居している人のマイナンバーカードにはそんな雑な記載はないと伝えると、吹田市民じゃないからですとおっしゃる。 吹田市民です、同居し、税金も払っています。同居していると伝えているのに、不法に住んでいるとでも言いたいのでしょうか。 来月から市内に勤務が決まっていますが、とにかく今後は可能な限り行政窓口に関わらない方法で手続きしたいと思いました。世の中も人手不足でそういう流れになっているけど、最後は人ですよ。 このメールは、読み返さず送ります。 ありきたりの文章で回答されても良い気分にはなりませんが、SNSなどで問わず、正式に苦情を申し上げます。	本日は、マイナンバーカードのお受け取りにご来庁いただきまして、誠にありがとうございました。 本来、市民の方に寄り添い、お話をきちんとお聞きした上で、親切・丁寧な対応をさせていただかなければならないものと考えております。お話をきちんとお聞きしないまま、一方的に説明を続けるような対応により、不快な思いをさせていただきましたことを深くお詫び申し上げます。 今回は、委託事業者による対応でしたので、委託事業者に伝え、周知と指導いたしました。また職員についても、市民の方に寄り添う姿勢と市民の方にご満足いただけるような窓口対応となるよう、指導・研修を徹底して参ります。	市民課	R5.9.15	R5.9.15

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
31	続-29-2.『マイナカードでコンビニ交付サービスの不具合対応について』…吹田市民に状況の説明が必要。	[経緯のニュース] 1) 令和5年5月10日: マイナカードで証明書、誤交付相次ぐ…。⇒事業者(富士通Japan⇒以降、富士通に)が6月初旬迄に点検完了。 2) 令和5年6月28日: マイナカードで別人の住民票の写しを誤交付発生。福岡県宗像市、富士通⇒「プログラムの修正ミス」と説明。 3) 令和5年7月11日: 富士通のマイナ証明書交付サービス、123自治体の2度目の総点検中、76自治体で複数の修正もれが発覚。 4) このうち【A】44自治体では、宗像市と同じような他人の証明書の誤発行を起こしかねない不具合。【B】他の自治体でも、本人の古いデータが表示されるなどの不具合が。【C】その他の47自治体は、不具合無し？ Q1: 吹田市は、富士通のシステムを採用しているのに、吹田市のマイナシステムが大丈夫なのか？、否か？。前記の【A】【B】【C】のどのグループに属するのか？…の情報提供がHPで7月11日から2週間が経過しているにも関わらず何も発信されていません。速やかに富士通との交渉経緯を含めて公表願います。 ⇒吹田市は、個人情報流出した場合の不安を感じておられる市民に対して、速やかな情報発信は“責務”と考えます。このまま放置された場合は、吹田市への信頼度低下は免れません。 Q2: 今回の問題点は、誤交付…よりも、申請者の住民票などの個人情報、他のコンビニのプリンターに出力がされ、第3者・第4者に渡る事です。 ・個人情報保護法を遵守する立場におられる吹田市は、今回の事案に対して不安に感じている市民がおられると思います。市民課の考えを教えてください。 ・7月10日: 他人の住民票を勝手に「空き家住所」に変更して口座開設、キャッシュカードをだまし取り特殊詐欺グループに売却(約40件)の疑いで男2人を逮捕。 Q3: マイナカード担当の市民課は、全国的な誤交付発生に対して吹田市の現状報告を、市長さんにいつ・どのような内容をされましたか？。市長さんの指示内容は？ Q4: 今回の誤交付の報道は、新聞・TV・ネットのニュースで広くされており、このような中で市民課に対して関連する知見を有しておられる、法制室(個人情報保護法)・危機管理室(安心安全の都市づくり宣言)・広報課・情報政策室の夫々の部署はどのようなアドバイスをされましたか？。 ※市民が求めている情報・タイミングは、吹田市としての考え方であり、市民課だけの情報・タイミングでは有りません。 ※吹田市は、「協働」という言葉をよく使われます。役所の業務運営で「縦割り行政」もよく言われます。相互チェックでより良い吹田市にして頂きたいをお願いします。 ・格言に「努力は、足し算。協力は、掛け算」があります。⇒協力の状況により「0」にも「マイナス」にもなります。 ※人事室へ供覧願います。	○7月11日に報道された不具合については、富士通 Japan社 から、本市には影響がないことの報告を受けました。なお、不要な混乱を避けるため市ホームページには掲載しておりません。 ○公表して おりますとおり、本市コンビニ交付システムには問題がないことを確認しているため、個人情報の漏洩はないと考えております。 ○一連の不具合については、本市のコンビニ交付システムには影響がないことを確認した旨、最高情報セキュリティ責任者である副市長へ報告を行っております。 ○今回情報漏洩やその他事故は発生しておりません。市民の方へのホームページ等での周知については、広報課や情報政策室と協力しながら迅速かつわかりやすくなるように努めました。	市民課	R5.7.24	R5.8.7
32	マイナンバーカード電子証明の更新	お世話になっております。本日6/9更新にお伺いした際に気付いた点ご連絡します。 ・更新期間が5/18から8/17なのですが、更新の連絡書類が6/8に郵送でポストに届いた。特に至近で引越しや不在にしていたわけではない。出来れば更新期間の前に届いて欲しい。 ・更新手続きを窓口でしたのですが、暗証番号を入力するに当たって、誰からも見える位置に配置し・誰からも見える角度のモニターに、大きなタッチ式ボタンで暗証番号を入力するのは危険だと思いました。	まず、一点目のマイナンバーカード電子証明書の更新案内の書類の件について、吹田市では管轄をしておりませんで、国が委託しております住基ネット・マイナンバーカードヘルプデスクに確認しましたところ、昨今のコロナによる窓口での密を避けるため等の理由で、有効期限の3か月前を目安として無作為に期間を分けて送付しており、お手元に届く時期が3か月前を切ることがあるとの回答でした。 次に、二点目の暗証番号ご入力に際して危険に感じられた件について、待合席の近くでのお手続きとなりますため、〇〇様のご指摘のとおりご心配をおかけすることもあるかと存じますので、対策を検討してまいります。	市民課	R5.6.9	R5.6.20
33	亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールの機械換気設置のお願い	亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールでは、舞台もあり、音楽コンサートなども、よく催されています。高齢者施設が隣接ということもあり、基本的に締め切って、お客さんをいれて、催されています。コロナ禍では、定員を収容人数の半分でしたが、今、機械換気設置すれば、安心して、収容人数で催しが出来ます。文化の発展、観客の安心のためにも、是非、機械換気設置を要望します。	亥の子谷コミュニティセンターの多目的ホールの換気につきましては、既設機器により冷暖房運転時は機械換気を行っております。しかしながら、季節の中間期は冷暖房を控える場合もありますので、今後は安心してご利用いただけるよう必要な換気を行ってまいります。	市民自治推進室	R5.6.14	R5.6.19

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
34	土曜日の市民課作業について	土曜日に市役所で転入の手続きを行なって頂きましたが、住民票の移動しか行えませんでした。 転入に付随する、マイナンバーカードの住所変更、印鑑登録、住民票の紙出しは当日に出来ません。 マイナンバーカードの住所変更、住民票の紙出しは月曜以降。 印鑑登録は元々平日にしか出来ない。 以前の市では全て毎週土曜日に対応が可能でした。 何のために第2、第4土曜日の対応を行なっているのでしょうか。 結局、平日にしかやり切れないですね。 引越して一番最初に住民サービスを受ける、転入手続きのサービスが悪いと吹田市の印象悪いです。	ご指摘のとおり、吹田市の土曜コーナーにおいては他市が開庁しておらず、手続き上必要な事項が確認できないことなどから一部業務が対応できず、ご不便をおかけしている実情がございます。 本市としましても、市民の皆様の利便性を向上させることは重要であると考えておりますので、〇〇様のご意見も踏まえ、土曜コーナーを含めた窓口の利便性向上の可能性について、近隣市の状況も確認しつつ引き続き調査・研究してまいります。 このたびは貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。 今後とも本市市政についてご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。	市民課	R5.5.15	R5.5.29
35	マイナンバーカード受け取り	マイナンバーカード受け取りの予約について。ホームページでは1ヶ月後の予約しかできない。平日予約いっぱい。娘学校で土日しか休みない。予約なしで取りに行くと3時間待ちとの事。 自宅で受けとれるようにしてほしいです。免許証は郵送でうけとりました。市役所の仕事増やして(電話対応も上から目線で)、だれが得しますか。無駄な受け取りシステムやめて自宅でうけとれるよう改善望みます。市民税も高いし、不便だし。吹田市の施策(近隣の水道工事は1年以上経過しています。)のありがたさについては市民としてあきらめてますが、時間はお金では買えません。 お手数おかけしますが対応よろしく願いいたします。	マイナンバーカードは顔写真付きの公的な証明書としての機能がございいますので、本人とカードの顔写真との同一性を確認の上、お渡しさせていただいております。そのため、受取りの際には、ご本人様の来庁が必要となります。お手数をおかけし大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。	市民課	R5.4.10	R5.4.17

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
36	吹田市の「印鑑登録証明書の発行」で窓口での申請時に、マイナンバーカードでも対応可能にして下さい。	1)先日、仙台市で「印鑑登録証明書の発行」で、マイナンバーカードでコンビニでは発行が出来るのに市の窓口ではマイナンバーカードでの申請は受付出来ません。…についての報道が有り、市長さんが「“条例改正”を検討します」との事でした。 ・吹田市HPの「印鑑登録証明書の請求」のサイトを読みましたが、印鑑登録証のカードが必要の記載有り。マイナンバーカードは本人確認用。⇒吹田市でも仙台市と同様に思えます。 ⇒吹田市印鑑条例の第14条、第15条の見直しが必要。 ・吹田市では3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました。少し前にも数日に亘り利用不可の状態があり、急ぐ時には窓口での請求の手続きが必要。 ・先日、車の買い替えに伴い市の窓口で印鑑登録証のカードの提出で交付を受けましたが、手続き上で日にちに制約があり、コンビニで利用不可の場合、市の窓口で印鑑登録証のカードが無くても、マイナンバーカードでも対応可能が必要。 2)吹田市で「3月14日にシステムエラーにより、コンビニエンスストアでの交付が出来なくなりました」。⇒吹田市HPの新着情報の3月14日の所に掲出が有りません。市民への周知のため今後は掲出されたい。 3)⇒吹田市HPの新着情報の3月3日に「コンビニ交付のサービス停止日」のタイトルがありますが、内容は3月10日(金)と3月21日(火)であり、転勤時期や新入社員の新着情報に同期で繁忙期。⇒停止日の前日にも吹田市HPの新着情報に掲出願う。 4)吹田市HPの新着情報の3月25日の「令和4年度 第7回 吹田市政策調整会議概要(自治体DXの推進について)」の資料2には、印鑑登録証明書の記載が無いように思います。確認されたい。 5)先日、市の窓口で印鑑登録証明書の交付を受けましたが、交付担当者の言葉の改善が必要。 市「〇〇さんですか？」私「ハイ」。手数料を支払って受け取りました。 ⇒本来は病院などでの名前の確認と同じようにされたい。 市[例]「お名前をフルネームをお願いします」私「〇〇△△です」…のように。※全国で行政ミスの報道が毎日のように有り、改善が必要。 【参考】NATSの他市の状況は、西宮市・尼崎市・豊中市は昨年にマイナンバーカード利用での対応が既に可能。 ・尼崎市は、自宅等からマイナンバーカードでオンライン申請が可能⇒自宅へ郵送。西宮市は、マイナンバーカード利用で庁舎内の証明書自動交付機で取得可。	1)現在吹田市の窓口では印鑑登録証明書の交付申請に印鑑登録証を添付していただいておりますが、本庁地下のコンビニエンスストアのマルチコピー機にてマイナンバーカードを利用した印鑑登録証明書が可能となっておりますのでぜひご利用ください。引き続き市民サービスの向上に努めてまいります。 2)当日は情報掲出までのスピードを重視し、吹田市ホームページのトップ画面にも表示されております「吹田市市民課Twitterアカウント」で発信させていただきました。今後も必要に応じてホームページで情報掲出するように努めてまいります。 3)今後必要に応じて情報発信するよう努めてまいります。 4)資料2の7ページに「4. 電子化不可理由(1)法令等で制限がある手続」として「印鑑条例」が記載されております。引き続き市民サービス向上のため研究してまいります。 5)現在も誤交付防止の観点から、フルネームでの確認を徹底しているところです。今後も交付担当者に対し注意喚起を行い情報共有しながら、誤交付防止に努めフルネームでの確認を徹底してまいります。 6)西宮市・尼崎市では印鑑登録証はマイナンバーカードに未対応(豊中市のみ対応)であり、西宮市・豊中市では印鑑登録証明書のオンライン交付に未対応(尼崎市のみ対応)であることを確認しました。なおマイナンバーカードを利用した庁舎内交付は吹田市においても対応(地下のローソンにおけるコンビニ交付)いたしております。	市民課	R5.3.27	R5.4.14

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
37	続・マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	1)12月12日に投稿してから、1週間が経過。吹田市HPの新着更新情報には、マイナポイントの掲出は有りません。HPのマイナポイントのサイトを見ると、12月14日に更新されていました。⇒「マイナンバーカードの申請期限は、2022年12月末まで」の表記が有りましたが、政府が躍起になって申請促進を言っている中、吹田市は市民への周知のためHPの新着更新情報サイトへの掲出が必要。 ⇒添付画像-1 また、HPのマイナポイントのサイトは、更新がされていますが、更新ヶ所・内容の記述が無く市民は、変更点の確認の為サイトの全てを見る必要が生じます。 [要望-1] ・HPのマイナポイントのサイトの冒頭に「新着 or 更新」の枠を設けて変更点が分かるようにして欲しい。 2)HPのマイナポイントのサイトには、“パソコン等からであれば24時間申請できます”の表記がされていますが、サイトの中には“パソコンからの申請方法”の記述・サイトが有りません。 ・総務省のリンク先が、多く貼られていますが、動画では、“スマホ対応の説明”のみです。 [要望-2] ・パソコンからの申請方法の説明が必要。 ※サイトの下方の「支援ブース」には、マイナポイント手続用のパソコンとカードリーダーを設置し…」の記述が有り、市民の誤認を防ぐため。⇒添付画像-2 支援ブース 3)HPのマイナポイントのサイトの“パソコン等からであれば24時間申請できます”の次に市役所での“窓口の開設日(12月24日(土)、12月28日まで)”の記述が必要。 ※サイトの下方の「支援ブース」の説明箇所に“実施期間”の記述がありますが、下の方にスクロールをしないと分かりません。 [要望-3] ⇒添付画像-1 添付画像の口枠内に、市役所の窓口開設日の記載をされたら…。 [要望-4] 吹田市のマイナンバーカードの申請率の目標値。11月末現在の申請率、保有率を教えてください。 ※9月に「政府がマイナンバーカードの普及状況・率で交付金配分に反映方針」のニュースが有り、吹田市の現状が知りたいです。 〈参考〉豊中市のHPから「経営戦略方針2022」取得率-目標60% ※写真については、公表しておりません。	【要望1】について 「24時間申請できます」とあるのは、マイナンバーカードの申請であり、誤解を招く表現であったため、「マイナンバーカードは、」という文言を追加しました。 申し訳ありませんでした。 更新については、今後更新する場合に可能な範囲で記載するよう努めます。 【要望2】について マイナポイントを御自身で申請される場合のリンクを追加しました。 【要望3】について 【要望1】のとおり、マイナンバーカードの申請についてとなります。 【要望4】について 国の方針に従い吹田市では、2年後の申請率の目標値は100%です。11月末現在の申請率は約70%、保有率は、申請からのタイムラグがあるため約55%となります。	市民課	R4.12.20	R4.12.28
38	マイナポイント第2弾の申請期限が2022年12月末についての再周知が必要。	政府はマイナンバーカードの申請率を上げるためにメディアを通して色々発信されていますが、吹田市の市民への周知は、市報11月号に記載のみ。⇒添付画像 ・政府は、9月20日のニュースで周知されていますが、吹田市は10月21日にHPに“マイナポイント第2弾が開始されました”を掲出されましたが、申請締切期日の“12月31日”の表記は無し。市報11月号の目次の“必ず読んでね”の頁に記載されましたが、目次には“マイナンバーカード”の文字は有りません。 ・締切日も迫っており、HPでの再周知により申請率の向上が必要と思います。 ・市報11月号には、“申請は12月31日(土)までに”…の記載が有りますが、市の窓口は開設されるのでしょうか。 ※写真については、公表しておりません。	マイナポイント第2弾の対象になる個人番号カードの申請期限につきましては、2022年12月末であったところ、2023年2月末まで延長されましたため、ホームページにおいて延長された旨掲載いたしました。また、市報すいた2月号におきましても、2月末が申請期限である旨掲載を検討いたしております。 併せて2022年2月の日祝日に個人番号カードの申請・交付窓口を臨時に設けることで現在調整中です。	市民課	R4.12.12	R4.12.26

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
39	マイナンバーカード受領予約	全く予約がとれません。正直なくても困らないものの、わざわざ時間を割いて申請しました。このような事態が続くとカード普及はなかなか進まないと思います。 更新の場合は郵送可能など対応をお願いしたいです。	個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。 現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。 そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。 また、個人番号カードの有効期限到来に伴う更新の場合でも、ご本人の顔確認がございましたため、申請時に本人がご来庁の上本人確認書類や従前の個人番号カードを返納いただいた場合を除いてはご来庁いただく必要がございます。 ご不便をおかけいたしますがよろしく願いいたします。	市民課	R4.12.12	R4.12.20
40	マイナンバー受け取り	マイナンバーカードを受け取りたいのですが、予約が埋まっており、受け取りできない状況です。 配布作業をスムーズにする、人員を増やすなどして対策していただけないでしょうか。 電話で確認しても予約できませんと言われたいです。 解決策を提示してほしいです。	個人番号カードの受取においてご迷惑をおかけし申し訳ございません。 現在マイナポイント取得を希望される方からの申請が非常に多く、予約がお取りいただけない状況となっております。 そのため、予約の方優先のご案内となるため1時間以上お待ちいただくこととなりますが、ご予約がなくても個人番号カード受取の受付を行っております。 また、窓口混雑の改善策として令和5年1月中には交付窓口、コールセンター回線を拡充する準備を進めております。 ご不便をおかけいたしますがご理解ご協力をお願いいたします。	市民課	R4.12.8	R4.12.16
41	最低定員未達による講座中止について	若者向けの年金に関する講座が、最小開催人員に達せず、中止になりました。大学生や若者社会人を対象ととしているが、平日の昼時間帯だったと思います。授業や会社を休んで出席すると思いますか。せめて休日にすべきではないでしょうか。やる気があるのか疑います。 対象者が参加しやすい曜日時間帯で開催することが、前提だと思いますが、いかがでしょうか。	この度は、貴重なご意見を賜り誠にありがとうございます。 本市では、市内各大学で若年層に向けた年金制度説明会を実施しております。 そのため、市外の大学に通う学生、また同年代の国民年金に加入されている方に対しても同様に年金制度説明会を実施したいと考え、開催に向け進めてまいりましたが、最少催行人数に至りませんでした。 次回開催時は、今回のご意見を踏まえて検討して参ります。	市民課	R4.11.1	R4.11.4
42	コンビニでの行政サービス扱いについて	毎年1回、会社の厚生関係の確認のため家族の所得証明書と住民票記載事項証明書の提出が必要のため取得していますが、マイナンバーカードを所有しているので所得証明書はコンビニで24時間365日取得でき非常に便利なのですが、住民票記載事項証明書はコンビニでは発行できません。 会社からは、住民票ではなく、証明書類が必要なため住民票記載事項証明書の提出が必要と言われるので、結局市役所の取扱い時間内に出向いて取得しないといけません。 コンビニで住民票記載事項証明書も取得できれば出向く必要がなくなり、大変助かります。 何故、住民票記載事項証明書はコンビニで取得できないのでしょうか。できれば取得できるようにしていただけないでしょうか。	マイナンバーカードを利用した各種証明書発行については、本市も対象を増やしているところでございます。 昨年度は課税所得証明書を追加し、今年度は戸籍附票の写しを追加する予定でございます。 住民票記載事項証明書は住民票の記載内容の一部を抜粋して交付する証明書となるため、住民票の写しを交付することにより証明事項については充足するものと考えており、実施については次年度以降検討することとなっております。	市民課	R4.8.29	R4.9.9

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
43	市民課の対応	市民課の窓口のお客様対応中の箇所が多すぎ。全く順番が回って来ない。	この度は市民課窓口での対応が遅れ、長時間お待たせすることとなつてしまい大変申し訳ございません。 市民課では異動や届出の申請を受け付けると、内容の確認のために一旦窓口を下がり他市町村への連絡等の作業を行っております。 お盆の時期は例年非常に混みあうことから、ホームページやSNSを通じお知らせを行うなどの対策を講じていましたが、新型コロナウイルス感染の影響により出勤出来ない職員が多数発生したのも事実であり、結果として市民の皆さまにご迷惑をおかけしました。 今後はこういった状況にも対応出来るように、新たな対策も検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	市民課	R4.8.15	R4.8.19
44	マイナカード手続告知不足、HP内容不備(苦情)	7/14に海外から吹田市に転入しましたが、マイナカード取得手続につき明確な告知が受けられませんでした。市役所HPの内容も、2年前に廃止済の通知カードの記載が残り、申請書が同封され送られるという過去の内容のままで誤解を招くものであり、不親切と言わざるを得ません。吹田市としてマイナカード取得を推進されないとしても、国の利便性を考え、転入届を提出した際に、窓口で一言、本日、マイナカード取得手続もしませんかと告知し、希望者に申請書をその場で渡すようにして頂きたいです。本件、本日午前9時頃にマイナンバーコールセンターの〇〇にもお伝え済みです。回答は電話でなく、メールにてお願い申し上げます。	マイナンバーカードの申請に係る周知方法についてご迷惑をおかけいたしました。検索におきましても、2年前に廃止されている「通知カード」などのキーワードは本来到達するページなどを残してはならないものであり、早急に対策いたします。 またご指摘のマイナンバーカードにつきましても窓口を案内するフロアナビが、御用をお聞きする際にカードの所有状況をお聞きするなど制度の推進に努めてまいります。	市民課	R4.8.8	R4.8.12
45	続3・固定資産税額が増額になっているが、同封の令和4年度お知らせ内容と整合性がありません。	1) 回答を6/14に頂き、色々と説明をされていますが私の投稿の趣旨は、固定資産税の納付書と同封の令和4年度のお知らせには「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記に関わらず、私の課税標準額が増額になっており、「お知らせの内容は正しいのか？」の質問に対して吹田市は「誤りはございません」「説明不足でした」…との事。 2) 今回の回答に『ホームページに[中略]「土地において、価格は上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。』』に掲出との事ですが、私の投稿の趣旨と異なり、また“よくある質問”への掲出であり、金銭に関わる事でもあり、私だけの事では無く他にもおられる事から、お知らせの内容に誤りがないのであれば、市の説明不足について徴税者である吹田市は、納税者への説明・周知が責務であると思い、下記の内容を「届出・証明・税」のサイトの“新着情報”への掲出を願います。 記(仮案) 令和4年度の固定資産税についてのお知らせには「令和4年度版の価格はそのまま据え置かれます」。また、令和3年度版では、「見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」と表記をしておりましたが、土地の課税標準額の増加についての説明不足により…。 ※写真については公表しておりません。	1) 前回の回答のとおり、土地の固定資産税について、評価額と課税標準額は一致しません。また、令和4年度評価額が令和3年度と同額でも、負担調整措置により課税標準額が増額となることがございます。 負担調整措置については、「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ 12土地の負担調整措置」に掲載しておりますが、ご指摘いただきましたとおり、課税標準額が増額になる場合があるという表記があれば、納税者の皆さまによりご理解していただけたところ、不足しておりました。 2) 「令和4年度固定資産税・都市計画税のお知らせ」で不足しておりましたことにつきまして、補足説明をホームページの「届出・証明・税」の新着情報に掲載しました。	資産税課	R4.6.16	R4.6.29

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
46	吹田市内どうし で引っ越しした 場合転入転出 届は郵送出来 ないのか	今回吹田市の江の木町から江坂町に引っ越しました。平日は仕事で役所に転入転出届が出しに行けません。吹田市どうしの引っ越し移転の場合は、郵送で書類の手続き出来ないのですか？HPで見ると土曜も可能とありますが、当方土曜日も仕事です。一人暮らしなので手続きが出来ません。	吹田市内で引越しされた場合は、転居の届出が必要になります。御指摘のとおり、転居の届出につきましては郵送で行うことはできず、御来庁いただく必要がございます。 御本人様の来庁が難しい場合は代理人による届出が可能です。代理人による届出の場合に必要なものは以下のとおりです。 ①委任状(添付ファイルを御参照ください) ②代理人の方の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等) マイナンバーカードをお持ちの場合はカードの住所変更に関する手続きも併せて必要になります。届出方法によりカードの手続方法も変わりますので、マイナンバーカードをお持ちの場合は下記の間合せ先までお問合せください。 なお、転居の届出を郵送で行うことができないのは、国から「市町村の窓口において行うことが基本であり、郵送による届出は原則として行うことができないものである。」との見解が示されているためで、例外的に転出の届出については郵送による届出が認められています。 担当 市民部市民課 電話番号06-6384-1235(直通)	市民課	R4.6.22	R4.6.24
47	続2・固定資産 税額が増額に なっているが、 同封の令和4年 度お知らせ内 容と整合性が 有りません。	1)5月27日の回答には、「よくある質問に掲出しました」⇒「土地において、“価格が上がっていないのに”税額が上がったのですが、なぜでしょうか」を追記。 ⇒私の場合は、固定課税標準額が増加していますので(税率は昨年と同じ)、税額が増加しており、“よくある質問”とは合致しません。 令和4年度のお知らせには、「令和3年度に評価替えを行いましたので、令和4年度の価格はそのまま据え置かれます。」の表記。増額についての説明文は全く有りません。 ⇒お知らせの内容は正しいのか？、or 間違っているのか？、or 税額の計算方法が間違っているのか？ 2)吹田市内には、増額になっている方が他にも居られる事から、納税者に対しての説明・周知が必要と思います。 3)家屋の固定資産税についての市回答は、理解できました。 有難うございました。 ※写真については公表しておりません。	住宅用地における固定資産税(土地)の税額算定の手順について、改めて御説明させていただきます。 以下、1から3の手順で税額が決定されます。 1 価格を決定 路線価×補正率×加算率×地積(㎡)＝価格 ※土地の固定資産税価格は、対象となる土地が接する街路の路線価を基にして、その土地の状況(形状や面積など)に応じて求められます。 2 課税標準額を算定 (1)住宅用地に対する課税標準の特例 住宅用地はその面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて、それぞれの広さ分の価格に下表の割合を乗じて課税標準額を求める特例措置が適用されます。 ※令和4年度お知らせの「11 住宅用地等の特例措置」に記載しております。 固定資産税 都市計画税 小規模住宅用地 (1戸当たり200㎡まで) 価格×1/6 価格×1/3 一般住宅用地 (小規模住宅用地以外) 価格×1/3 価格×2/3 (2)負担調整措置 納税者の税負担については、価格の変動に連動した急激な変化が生じないように負担調整措置が講じられています。 ※令和4年度お知らせの「12 土地の負担調整措置」に記載しておりますとおり、価格×住宅用地の特例率と前年度課税標準額から負担水準を計算し、3ページの右表に当てはめて、固定資産税の課税標準額及び都市計画税の課税標準額を算出します。 3 税額を算定 固定資産税の課税標準額×税率1.4%＝固定資産税額 都市計画税の課税標準額×税率0.3%＝都市計画税額 1)上記の1から3の段階を経て税額が算定されることから、1の価格に変動が無くても、2(2)で課税標準額が増えることがあるため、3で前年度に比べて税額が高くなるケースがあります。 2)ホームページについては、納税者の皆さまによりわかりやすい説明とするため、「土地において、価格が上がっていないのに、課税標準額及び税額が上がったのは、なぜでしょうか。」に変更しました。 令和4年度のお知らせについては、誤りはございませんが、上記1から3の手順を進めると、負担調整措置により、令和4年度について課税標準額及び税額が上昇する土地があります。お知らせに「課税標準額及び税額が上昇する土地がある」という文言の記載があれば、納税者の皆さまにとって、よりわかりやすくなりましたところ、不足した説明でした。お詫び申し上げます。今後、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう努めてまいります。 3)課税標準額及び税額が上昇する土地かどうかは、個々の土地の負担調整措置によるため、課税標準額及び税額が上昇する土地、据置きとなる土地など様々ございます。納税者の皆さまからお問い合わせをいただいた際に、個別に御説明をさせていただいております。	資産税課	R4.5.31	R4.6.14

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
48	続・私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。	5月13日に回答を頂きました。理解は出来ましたが納得には至りません。 ・令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせには、今回の回答のような増額についての文言は、有りません。 【前回の投稿内容・抜粋】…再掲 1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度」は据え置かれます。」の表記。 2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」 ⇒上記の記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になり、令和4年度は、増額にならない筈。 3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対しての説明が必要。 ※3)に対する市の回答は「今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。」 Q1; ⇒納税は、国民の義務ですが、徴税者である吹田市は、納税者に対して正しい情報の提供が必要であり、金額の多寡にかかわらず、納税者に対して何らかの方法で「お知らせの内容に説明不足があり、増額になった方がおられます」…の旨の周知が必要と考えます。 吹田市が納税者に対して、周知されない場合は、吹田市に対しての信頼度が大きく低下します。 Q2; 前回投稿で私の言葉足らずでしたので再質問です。 ・建設物価などが、コロナやロシアがウクライナに侵攻で企業間物価が高騰。加えて円安でエネルギー他の価格も上昇。 ⇒建物の経年劣化が進んでも(増改築をしない場合)、次の評価替えの令和6年度の建物の固定資産税の増額の有無？を教えてください。	まず、土地について御質問いただいた内容を御説明させていただきます。 令和3年度(2021年度)及び令和4年度(2022年度)固定資産税・都市計画税のお知らせに記載しているとおり、令和3年度(基準年度)に評価替えを行いました。 令和3年度(基準年度)の評価替えにおいては、令和3年度のお知らせ「1 令和3年度の評価について(1)土地」に記載しているとおり、令和2年1月1日(価格調査基準日)に調査した価格を地価公示価格の7割程度を目途とし見直しを行い、さらに同年7月までの半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。 その結果、吹田市内ほぼすべての土地について、令和3年度は価格が上昇することとなりました。 課税標準額については、令和3年度のお知らせ「13 土地の負担調整措置」に記載しているとおり、納税者の税負担増については、急激な変化が生じないよう負担水準(※)を用いた、なだらかな負担調整措置が講じられています。 (※負担水準とは…個々の土地の前年度課税標準額が当該年度の価格に対してどの程度まで達しているかを示すもの。) 令和3年度は基準年度のため評価の見直しを行いました、価格が上昇している土地であっても課税標準額は前年度と同額に据え置く特別な措置が行われました。 令和4年度については、令和3年度のような特別な措置はなく、令和4年度のお知らせ「12 土地の負担調整措置」に記載しているとおりの負担調整措置を行っております。この負担調整により課税標準額が上昇したことによって税額が上がる場合があります。 1) 上記で御説明したとおりです。 2) 上記で御説明したとおりです。 3) 及びQ1について 納税者の皆さまへの説明として、本市資産税課ホームページにおける、資産税課のよくある質問(FAQ)において、「土地において、価格は上がっていないのに税額が上がったのですが、なぜでしょうか。」という項目を追加しました。 次に、家屋の固定資産税について回答させていただきます。 Q2について 新増築以外の在来分家屋の評価替えについては、物価水準による補正と経過年数に応ずる補正を行い算定しますが、算定した評価額がこれまでの評価額と同額または上回った場合は据え置きとなり、下回った場合は減額となります。よって税額が上がることはございません。	資産税課	R4.5.16	R4.5.27
49	対応に怒りしかない	税務証明を取りに2階の受付に行きました。 見た目からなのか、勝手に個人事業主扱いを受ける。 話しても通じない。 融資の相談はと、お願いもしていない話に展開され、非常に憤りました。 更には、証明書を受け取る際に納税額を見てからの、半笑いの対応は失礼極まりない。 何を考えて、窓口業務にあたっておられるのでしょうか。 税金が給料であるはずの職員でしかないはずなのに、何を持ってして上から目線での対応となるのでしょうか？ それならば、全てオンラインでの対応と変更して欲しい。 あの対応だけは、本当に失礼極まりなく、憤りしかありませんでした。 非常に残念です。	この度、課税所得証明書の取得の際、窓口の職員が営業所得のある個人事業主であるとの勝手な思い込みにより対応し、大変御不快な思いをさせてしまいましたことを心よりお詫び申し上げます。 対応した職員に対して、御指摘いただいた点について注意し、改めるよう指導を行いました。 また、今回いただきました御指摘について、課内の職員に周知を行ったところですが、より一層 職員の接遇の向上と意識の改善に努めてまいります。 窓口のオンライン化などDX推進についても、市民の方の利便性の向上を図ってまいります。 恐縮ではございますが、今後とも御 不便をお感じになられることがありましたら御意見賜りますようよろしくお願いいたします。	税制課	R4.5.25	R4.5.26

市民の声と市の回答(分野別:戸籍・住民票・年金・税金)

(回答日の新しい順)

	件名	市民の声(要旨)	市の回答	所管課等	受付日	回答日
50	私の今年の吹田市の固定資産税の増額の何故を教えてください。	昨年に評価替えが行われおり、令和3年度と令和4年度の納付書と同封のお知らせを読んでも、増額が理解できません。 1) R4年度版では、「R3年度に評価替えを行いましたので、R4年度」は据え置かれま す。」の表記。 ただし、土地については、基準年度以外の年度でも地価の下落があり、価格を据え置く適当でないときは価格の修正を… ※私の今年の固定資産税は、昨年と比べて土地が少し増額。家屋は同額。 ⇒評価替えが昨年におこなわれているのに、増額についての説明文は、有りません。 ⇒添付画像参照 2) 令和3年度版では、「本年度は、その見直しの年に当たりますので、土地・家屋ともに新しい価格となっています」 ・土地について、(中略)半年間で地価下落が見られる地域には修正を行いました。 ⇒この記述であれば、令和3年度に評価替えは、行われた事になります。 ※私の昨年の固定資産税は、前年と比べて土地は同額。家屋は少し減額。 ⇒令和4年度は、増額にならない筈。 3) 他にも増額の方がおられますので、納税者に対しての説明が必要。 【その他】 4) 令和3年度版の主な改正の項で、令和5年度において…の文言がありますが、来年度の事でもあり、令和4年度版のお知らせにも、明記すべき事項。 5) 令和3年度版の(2)家屋の説明文で、東京都(特別区)の建築物価に基づき、対象の家屋を新たに建築するとした場合に必要とされる建築費(再建築価格)に建築後の経過年数による補正率を乗じて評価しています。 ⇒この説明文では、吹田市の家屋の固定資産税額は、東京都の再建築価格で計算されると理解ができます。物価が、コロナやロシアがウクライナに侵攻で上昇しています。 ⇒次の評価替えの令和6年度への影響も考えられますので、吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか教えてください。 ⇒添付画像参照一企業物価推移 ※写真については公表しておりません。	まず、土地の税額が増えたことにつきまして御説明させていただきます。 固定資産税・都市計画税は、固定資産の価格を基準として課税されます。原則として、価格が課税標準額になります。課税標準額は本来、価格の増減にあわせて変動するものです。 令和3(2021)年度については、地価の上昇に伴い価格は増加しましたが、課税標準額は令和2(2020)年度から増加されておりませんでした(コロナウイルスの影響による特別な措置による)。この特別な措置は令和3(2021)年度に限った制度であったため、令和4(2022)年度は、価格が据え置かれていても、課税標準額が価格に合わせた本来の額となるため、令和3(2021)年度に比べて増額している土地があります。 1) 令和4年度お知らせについて 上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額が令和3(2021)年度より増額となっている場合があります。家屋については、令和4(2022)年度は、令和3(2021)年度の価格を据え置いているため、同額となっております。 2) 令和3年度お知らせについて 上記で御説明したとおり、土地についての課税標準額は令和2(2020)年度と同額となっています。家屋については、令和3(2021)年度の評価替えにより減額となっています。 3) 納税者に対しての説明について 今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった説明となるよう、努めてまいります。 4) 令和3年度のお知らせについて、令和5年度においての文言があるが、令和4年度のお知らせには明記がない点について 内容に不足があるお知らせであったことにつきまして、お詫び申し上げます。今回の御指摘を受け、納税者の皆さまの立場にたった内容となるよう、努めてまいります。 5) 吹田市の家屋の固定資産税額が、東京都の再建築価格で何故、計算されるのか 国の定める評価基準により、非木造家屋は東京都の物価指数を基準としております。 (参考) 令和3年度固定資産評価基準 第2章 家屋 第3節 非木造家屋 6 再建築費評点数 四 2 再建築費評点補正率は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用の前基準年度の賦課期日の属する2年前の7月現在の当該費用に対する割合を基礎として定めたものである。	資産税課	R4.5.2	R4.5.13